

「小規模事業者持続化補助金」・「ものづくり補助金」獲得のための

事業計画書 作成セミナー



平成30年度補正予算において「ものづくり補助金」の公募が開始されました。また小規模事業者持続化補助金の公募もまもなく始まる予定です。本セミナーはこれらの補助金を獲得するためのポイントとノウハウを解説します。新たなサービスや商品を開発したり生産性向上のための設備投資をお考えの方など、この機会に参加していただき、補助金獲得にチャレンジしてください。

日時

平成31年 **3月28日(木)** 14:00～16:00

個別相談 (要予約) : 16:00～17:00

場所

赤穂商工会館 3階大研修室

内容

- ・小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金の概要
- ・事業計画書作成のポイント
- ・補助金の活用事例など

個別相談で今お考えのアイデアや事業計画書をブラッシュアップさせていただきます。

講師

藤尾 政明 氏 (藤尾コンサルティング代表/中小企業診断士)

H16年中小企業診断士登録。ひょうご産業活性化センター登録経営診断専門家。経営革新支援、経営改善支援、経営方針策定、マーケティング支援が専門。経営革新計画や各種補助金支援にも定評があり支援実績は多数あり。



定員

20名

参加費

無料

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、当所まで FAX またはご持参下さい。ホームページからも申込可能です。

問合せ先

赤穂商工会議所 赤穂市加里屋 68-9
TEL.0791-43-2727 FAX.0791-45-2101

赤穂商工会議所

検索

赤穂商工会議所 行
FAX 45-2101

事業計画書作成セミナー参加申込書 (2019.3.28)

事業所名		参加者名	
住所		TEL	
個別相談	希望する	希望しない	※どちらかに○してください

※ご記入いただいた情報は、当日のセミナー運営と商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用させていただきます。

★まもなく公募開始予定（2/22現在） 小規模事業者持続化補助金



※下記内容は前回の公募要領に基づいて作成しています。

「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が商工会議所と一体となって、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓に取り組む費用の2/3を補助するものです。

●補助対象者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

●補助金額 50万円上限（補助対象経費の2/3以内）

●補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

<対象となる取組例>

- ①**広告宣伝**
新たな顧客層の取り組みを狙い、チラシを作成・配布
- ②**集客力を高めるための店舗改装**
幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③**商談会・展示会への出展**
新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④**商品パッケージや包装紙、ラッピングの変更**
新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

★2/18に公募が開始されました！ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資を支援するものです。



●対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

- ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- ・「中小企業ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産性プロセスの改善である、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

●補助額・補助率

補助対象経費の区分	補助額	補助率
1. 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	100万円～1,000万円	1/2以内※
2. 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	100万円～500万円	小規模事業者2/3以内 その他1/2以内※

※補助率について、以下のいずれかの場合には補助率：2/3

- ①生産性向上特別措置法に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において補助事業を実施する事業者が、2018年12月21日の閣議決定後に先端設備等導入計画を新たに申請し認定を取得した場合
- ②3～5年で、「付加価値額」年率3%および「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人あたり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、2018年12月21日閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

詳細は、下記のページにある公募要領をご覧ください

https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/mh_koubo20190218new.html